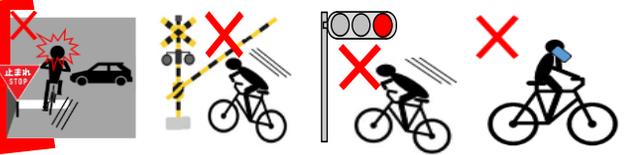


対象は16歳以上
令和8年4月1日施行



自転車の違反に 交通反則通告制度が適用

令和8年4月1日から、悪質・危険な自転車利用者に対し
反則告知(「青切符」による取締り)を行います

交通反則通告制度とは、運転者が行った一定の交通違反について青切符が交付され、反則金を納付した場合は刑事罰が科されない制度です。

交通反則通告制度の対象となる主な違反行為と反則金額 (一例)

<p>一時不停止</p> <p>5,000円</p>	<p>信号無視(赤色等)</p> <p>6,000円</p>	<p>携帯電話使用等(保持)</p> <p>12,000円</p>	<p>遮断踏切立入り</p> <p>7,000円</p>
<p>車道の右側通行</p> <p>6,000円</p>	<p>制動装置不良</p> <p>5,000円</p>	<p>二人乗りの禁止</p> <p>3,000円</p>	<p>イヤホンをしながらの運転 ※必要な音が聞こえない等の場合 傘を差しながらの運転</p> <p>5,000円</p>

酒酔い・酒気帯び運転、妨害運転などの重大な違反は、これまでと同様に反則行為に該当せず、刑事手続きにより処理されます。

自転車安全利用五則 を守って安全運転!

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



自転車は、車両の仲間です!
ルールを正しく身に付けて、
安全に利用しましょう。

自転車を運転するときは
ヘルメット
を着用しましょう



宮城県警察シンボルマスコット
みやぎくん